

## 第2部

各論



# 1 地域包括ケアシステムの構築

## 基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 施策の方向性 (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ①地域包括支援センター運営事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、日常生活圏域ごとに委託により3か所設置し、運営しています。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが各々の専門職の知識を活かしながら、総合相談・支援業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援といった基本的業務を行っています。また、介護予防講座の広報、職員の資質向上のための各種研修会への参加など、地域包括支援センターの充実に向けて活動しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>地域包括ケアを提供するためには、地域住民のニーズに応じて医療・保健・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要となり、その主体として地域包括支援センターの役割が期待されています。</p> <p>地域包括支援センターの機能強化を図るため、基幹となる地域包括支援センター（逗子市基幹型地域包括支援センター）を運営し、後方支援や人材育成、さらには介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを行い、地域の高齢者の在宅生活を適切に支援していくために、地域包括支援センターが果たすべき役割、その活動に見合った体制のための機能強化を図っていきます。また、3か所のセンター間の連携を強化し、効率的な運営ができるよう努めていきます。</p> <p>地域包括支援センターでは、高齢者を地域で支えるために、地域課題の把握や地域ケア会議を開催し、地域の自治会や民生委員等、関係機関とのネットワークの構築に努めていきます。</p> <p>市は、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に当たり、運営方針を明示するとともに、地域包括支援センターが関係機関とのネットワーク構築が築けるよう支援していきます。また、住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」や市ホームページ等において、各地域包括支援センターの事業内容・運営に関する情報を公表するように努めます。</p>

## 施策の方向性（2）医療・介護連携の推進

### ①地域包括ケアシステム推進事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、推進を図ります。</p> <p>医療関係機関を含めた多職種が協働し、高齢者の個別ケースの支援内容等を検討、課題解決に当たるための地域包括ケア会議を開催し、地域の関係機関等と相互の連携を図れるようネットワークを構築しています。</p> <p>なお、地域包括支援センターでは、地域における課題把握に取り組み、多職種による地域ケア会議を開催するなど、関係機関との連携を図っています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>地域包括ケア会議において、医療、介護職等の地域における様々な関係機関と連携を図り、高齢者の様々な課題や支援方法等を検討していきます。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業と地域包括支援センター間の連携を図るように努めます。さらに、多職種の関係機関等とのネットワーク構築に努め、高齢者に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤（※地域包括ケアで示している医療や介護サービス、生活支援サービス及びそれを担う人材）の整備を図っていきます。</p>

### ②在宅医療・介護連携推進事業（主担当課：国保健康課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>今後、利用者の増加が予想される在宅医療の充実を図るため、医療と介護の連携を推進します。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>逗葉地域医療センターに逗子市及び葉山町の委託事業として「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」を設置し、2017年度から在宅医療・介護サービスを提供している関係者からの相談・支援や対象者の支援に必要な、医療・介護等の情報提供を行っています。今後はこれらに加えて、多職種連携会議やグループワークの開催等、多職種による医療・介護連携支援体制の強化を図ります。</p>

**施策の方向性（3）高齢者と介護者の在宅生活の支援**

①生活支援体制整備事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、地域資源の開発やネットワークの構築、サービスのニーズと取り組みのマッチング等の提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置しています。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>生活支援・介護予防サービスの充実を図るための体制整備を行います。また、多様な関係機関の情報共有及び連携を図るための協議体を設置する等、利用者のニーズに合った多様な生活支援サービスが提供できるよう体制整備に努めます。</p> <p>第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心として、地域課題を検討する地域ケア会議を活用し、介護予防・日常生活支援総合事業の多様な主体によるサービス（地域の実情に応じた住民主体による支援など）の創設に取り組みます。</p> <p>また、介護人材の不足を鑑み、多様な主体による生活支援サービスや通いの場の担い手となる人材の育成を実施していきます。</p>

②ひとり暮らし高齢者訪問事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者等を対象に、原則として年2回の頻度で訪問を行い、安否、健康状態、緊急連絡先等の確認、各種相談に応じています。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>定期的な訪問を行うことで、介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者の生活状況、身体状況等について把握していきます。また、必要に応じ地域包括支援センター等と連携し、介護サービスの利用につなげる等、高齢者を継続的に見守っていきます。</p>

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度		2017年度	2018年度	2019年度
訪問件数	件	1,902	1,896	2,000	2,000	2,000	2,000

③福祉緊急通報システム事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの非課税世帯等に対して、緊急通報機器（ペンダント型無線発信器、生活行動探知機）を貸与することにより、急病等の緊急事態に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援しています。
<b>今後の取り組み</b>	急病等の緊急時に迅速な対応を可能とすることで、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
設置数	件	71	68	77	85	85	85

④福祉配食サービス事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	低栄養状態の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの非課税世帯等に対し、訪問による食事の提供（昼食）と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活を支援しています。
<b>今後の取り組み</b>	同様の民間サービスの充実等により利用者数が減少傾向にありますが、今後も介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況に合ったアセスメントを行ったうえで、事業を実施していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用実人員	人	66	63	54	56	56	56
配食延回数	食	6,366	6,732	6,400	6,700	6,700	6,700

## ⑤在宅高齢者紙おむつ等支給事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給し、家族による在宅介護の負担軽減を図っています。また、より適正な支給を行うため、支給対象の見直しを図り、新規申請対象は非課税世帯等にしています。
<b>今後の取り組み</b>	今後も事業についての周知を徹底し、家族による在宅介護の負担軽減を図っていきます。

## [実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用実人数	人	474	529	520	510	510	510

## ⑥ふれあい収集（主担当課：環境クリーンセンター）

<b>事業内容</b>	自ら一定の場所までごみを持ち出せず、身近な人に協力が得られない、日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）のみの世帯、障がい者のみの世帯等を対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみを引き取り、併せて安否の確認をしています。
<b>今後の取り組み</b>	ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、利用対象者の増加が見込まれます。関係機関と連携を図り、現制度を実施していきます。

## 施策の方向性（4）地域共生社会の推進

### ①ひとり暮らし高齢者実態把握事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	民生委員児童委員協議会に委託し、ひとり暮らし高齢者を訪問し、状況把握と安否確認を行っています。
<b>今後の取り組み</b>	民生委員による訪問活動により、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守りを今後も行っていきます。

### ②地域福祉推進事業（主担当課：社会福祉課）

<b>事業内容</b>	大人を含めたすべての人に対し、福祉への関心を高め、支え合い・助け合いの気持ちを醸成することにより、地域福祉を推進します。
<b>今後の取り組み</b>	教育機関や関係団体、福祉施設等と連携し、地域の福祉課題に即した福祉教育について、学校を含む地域の場で実践し、地域福祉活動の担い手の育成を進めます。

### ③社会福祉協議会との連携・協働（主担当課：社会福祉課）

<b>事業内容</b>	社会福祉協議会と一体的に策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進し、地域の実情に応じた地域福祉の推進を図ります。
<b>今後の取り組み</b>	<p>社会福祉協議会が自主事業として推進する地域安心生活サポート事業（地域による主体的な見守り活動）を基盤に、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等と連携し、多様化し増大する地域課題や福祉ニーズへの体制強化に努めます。</p> <p>社会福祉法に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定される社会福祉協議会が、その持ち味をより発揮できるよう支援します。</p>

## ④民生委員・児童委員（主担当課：社会福祉課）

<b>事業内容</b>	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や行政機関等へ橋渡しを行います。また、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問等を通じ、地域が抱える日常生活課題や問題を把握するとともに、解決・改善に向けて地域住民や関係機関・団体と連携、協力し取り組むことにより、誰もが安心して住み続けられるための地域の絆づくりを進めます。
<b>今後の取り組み</b>	引き続き、地域福祉の充実のための取り組みを進めます。

## ⑤消費生活相談（主担当課：市民協働課）

<b>事業内容</b>	消費者保護、防犯の視点から、高齢者の生活が守られるよう、商品やサービスに対する苦情や被害に消費生活相談員が対応するなどの支援をしています。
<b>今後の取り組み</b>	<p>消費者相談・消費者教育が実施されている他、最近では、高齢者などを狙った悪質な商法や振り込め詐欺などによる被害を防止するため、地域の防犯活動の一環として、警察や県と連携した防犯講習会などが増えてきています。</p> <p>これらの犯罪から高齢者を守るため、高齢者の消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進します。</p>

## 基本目標2 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

### 施策の方向性(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

#### ①介護予防・生活支援サービス事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>2017年度から、要支援者の全国一律のサービス内容であった訪問介護、通所介護の予防給付を保険給付から、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行し、高齢者の介護予防と生活支援を行っています。また、介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターで実施しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>生活機能の低下のおそれのある高齢者に対し、要介護等の状態になることの予防、悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を目的に、訪問型・通所型サービスに合わせて、短期集中的な介護予防や地域の実情に応じて住民主体による支援、緩和した基準によるサービスの段階的な整備を検討していきます。</p> <p>また、利用者がニーズにあった事業所・サービスを適切に選択できる情報を提供するため、「介護サービス情報公表システム」や市ホームページ等において介護予防・生活支援サービス情報を公表し、普及・啓発するように努めます。</p> <p>(1) 訪問型サービス 掃除、洗濯等の自立支援に資する生活支援を提供します。訪問型サービスB（住民主体による支援）、訪問型サービスA（緩和した運営基準によるサービス）の実施を検討します。</p> <p>(2) 通所型サービス 機能訓練による身体機能向上や社会参加に資する支援を提供します。短期集中的な介護予防事業（通所型サービスC）を実施します。「高齢者の通いの場」といった通所型サービスB（住民主体による支援）、通所型サービスA（緩和した運営基準によるサービス）の実施を検討します。</p> <p>(3) 介護予防ケアマネジメント 訪問型・通所型サービス等を適切に提供できる自立支援型のケアマネジメントを実施します。</p>

## [実績と計画目標]

## ＜訪問型・通所型サービスA・B＞

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問型B	か所	—	—	—	3	3	3
訪問型A		—	—	—	—	5	5
通所型B		—	—	—	—	—	4
通所型A		—	—	—	—	未定	未定

## ＜通所型サービスC（短期集中予防サービス）＞

項目	単位	実績		見込値	目標			
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
通所型サービスC	延開催回数	回／年	—	—	40	90	90	90
	延参加者数	人／年	—	—	30	120	120	120

②一般介護予防事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>高齢者の自立した生活を維持するため、また、介護予防に対する意識啓発や自立への支援を充実させるため、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者や一般高齢者に対し、運動教室等の各種予防事業を実施しています。また、サロン活動等の地域において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを支援しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>生きがいや役割を持って生活できる地域を構築し、介護予防を推進するために、65歳以上の高齢者に対し、介護予防に資するアンケートや訪問による調査、介護予防に資する住民が主体となる通いの場の設置促進による介護予防事業等を、PDCAサイクルで実施していきます。</p> <p><b>(1)介護予防把握事業</b></p> <p>日常生活圏域ニーズ調査により収集した情報を基に、閉じこもり等の生活機能の低下のおそれのある者を、地域包括支援センター職員が訪問により把握し、介護予防に資する活動へつなげます。</p> <p><b>(2)介護予防普及啓発事業</b></p> <p>65歳以上の高齢者を対象として、運動機能向上や認知症予防に資する介護予防教室の開催や、介護予防に関する知識又は情報を高齢者が記録するパンフレット等による普及啓発を実施します。</p> <p><b>(3)地域介護予防活動支援事業</b></p> <p>年齢や心身の状況に分け隔てなく、誰でも一緒に参加できることを目的とした、介護予防に資する住民が主体となる「高齢者の通いの場」の設置促進を支援します。</p> <p><b>(4)介護予防評価事業</b></p> <p>日常生活圏域ニーズ調査等のアンケートや、高齢者の身体機能等の評価（フレイルチェック）により、介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価を行ないます。</p> <p><b>(5)地域リハビリテーション活動支援事業</b></p> <p>介護予防の取り組みを機能強化するため、地域ケア会議や住民が主体となる「高齢者の通いの場」への理学療法士・歯科衛生士等による助言等を実施します。</p>

## [実績と計画目標]

&lt;一般介護予防事業&gt;

項目	単位	実績		見込値	目標			
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
水中運動	開催コース数	回/年	—	—	7	7	7	7
	延開催回数	回/年	—	—	28	28	28	28
	延参加者数	人/年	—	—	650	840	840	840
運動器向上	開催コース数	回/年	—	—	8	8	8	8
	延開催回数	回/年	—	—	32	32	32	32
	延参加者数	人/年	—	—	530	960	960	960
脳活・筋活講座	開催コース数	回/年	—	—	4	4	4	4
	延開催回数	回/年	—	—	52	52	52	52
	延参加者数	人/年	—	—	832	832	832	832
サロン数		か所	29	29	25	27	29	31
認知症予防	講演会開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1

## ③介護予防普及啓発事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	高齢者自身が主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励策に加え、自立健康者への応援と、寝たきりゼロ運動推進を目指して、介護サービスを受けない高齢者づくりを推進するため、シニア健康教室を開催し実施します。
<b>今後の取り組み</b>	高齢者の運動・健康志向のニーズに応えるため、引き続きシニア健康教室をNPO法人ズシップ連合会に委託して実施し、自立健康者への支援と寝たきりゼロを目指す取り組みを継続します。

## [実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
シニア健康体操参加者	人	1,064	1,046	1,100	1,100	1,100	1,100

④男性の健康料理教室（主担当課：国保健康課）

<b>事業内容</b>	逗子市食育推進計画に基づき、ふだん調理をあまりしたことがない65歳以上の男性に対して、食事による栄養面で健康で自立した生活が送れるよう、料理教室を実施します。
<b>今後の取り組み</b>	必要により献立等を改良し、より内容の充実した教室の実現に努めます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延参加者数	人	262	249	288	288	288	288

⑤食生活改善推進員養成講座（主担当課：国保健康課）

<b>事業内容</b>	逗子市食育推進計画に基づき、食生活改善推進員（ヘルスマイト）として活動することを希望する人を対象に、養成講座（講義及び実習）を実施します。
<b>今後の取り組み</b>	より多くの参加者を得るようするため、周知方法等の工夫に努めます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延参加者数	人	171	90	90	198	198	198

## 施策の方向性（2）生きがい・社会参加の推進

### ①生きがい推進事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	市内の公衆浴場の利用助成券を交付し、高齢者に公衆浴場を入浴と交流の場として提供することにより、ふれあいの場づくり、異世代間の交流を図ることで、高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげていきます。
<b>今後の取り組み</b>	高齢者のリフレッシュ事業として継続していきます。なお、公衆浴場入浴料金が消費税率変更により改定となる場合には、入浴の際の自己負担額については、受益者負担の適正化を検討していきます。

#### [実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用延件数	人	24,880	22,009	19,700	15,500	15,500	15,500

### ②老人クラブ育成事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	高齢者の生きがい対策・健康づくりの社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、NPO法人ズシッブ連合会の活動を支援しています。
<b>今後の取り組み</b>	各種の講座やサークル活動等への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。また、NPO法人ズシッブ連合会の地域支援事業への参入・展開についても、連携を図り、支援していきます。

③高齢者センター運営事業（主担当課：高齢介護課）

事業内容	高齢者等の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜や健康相談などを総合的に提供します。
今後の取り組み	1983年に老人福祉センターとして開設以来、サークル活動の場、食事の提供、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、元気な高齢者の集いの場として利用されています。 施設は、月～金曜日（休館日は土・日曜日、祝日、年末年始）に開館し、今後も施設の維持管理を適切に行い、より利用しやすいように、効率的な運営に努めます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延利用者数	人	43,148	43,098	33,000	27,500	27,500	27,500

④福祉バス運行事業（主担当課：高齢介護課）

事業内容	高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。市街地から離れて位置する高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料の2点間運行で福祉バスを運行しています。
今後の取り組み	高齢者センター開館日には、市役所と高齢者センター間の運行の他、沼間方面（東ルート）及び、久木・小坪方面（西ルート）と高齢者センター間の福祉バスを運行していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	人	52,870	53,437	42,000	35,000	35,000	35,000

## ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	高齢者自身の生活を豊かなものとするために、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会となるよう、各種の教養講座を高齢者センターで開催しています。
<b>今後の取り組み</b>	各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

## ⑥未病センター（主担当課：国保健康課）

<b>事業内容</b>	<p>市内に2か所（市役所1階及び逗子アリーナのトレーニングルーム）に設置した未病センターにより、市民の健康増進・介護予防を推進します。</p> <p>具体的には、①機器の測定による自身の健康状態の「見える化」、②常駐する保健師・管理栄養士・健康運動指導士による相談やアドバイス、③食・運動・社会参加などの知識の取得のための情報提供を行います。</p>
<b>今後の取り組み</b>	健康に関心を持ち、自ら健康増進のための行動をとる市民を増やすため、2か所の未病センターで、健康・栄養相談などの個別相談の他、様々な講座、資料配布などを継続して実施します。

## ⑦生涯学習の推進（主担当課：市民協働課）

<b>事業内容</b>	NPO法人ずし楽習塾推進の会において、市民の企画による、教え合い、学び合いの機会を提供する各種講座を開催しています。市民の学習要求に応え、生きがい、社会参加の推進に寄与し、高齢者を中心とした多くの受講生が集まっています。
<b>今後の取り組み</b>	生涯学習活動推進プランに基づき、市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習講座を開設し、様々な学習機会を提供します。

⑧スポーツ推進（主担当課：文化スポーツ課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心と体をつくり、明るく活力に満ちた創造力あふれるまちづくりを推進しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>スポーツ都市宣言及び逗子市スポーツ推進計画に基づき、一人でも多くの高齢者が気軽にスポーツ・健康づくりができる環境整備を図ります。</p> <p>高齢者のスポーツ活動の推進においては、介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。</p> <p>高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催や、高齢者向けスポーツプログラムの普及、高齢者向けの施設や機能整備を検討します。</p>

⑨高齢者就労支援（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、1991年に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行ってきました。</p> <p>2015年には、新分野進出の第一弾として、市民交流センターの「指定管理事業」を開始し、業務を担うため第二事業部を設立して、採用時の年齢制限を解除しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>株式会社パブリックサービスでは、2017年3月末現在、役員を除き124名（うち女性17名）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。</p> <p>今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。</p>

## 基本目標3 高齢者の尊厳を支える取り組みの推進

### 施策の方向性 (1) 認知症施策の総合的な推進

#### ① 認知症総合支援事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制を構築します。</p> <p>市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p><b>(1) 認知症初期集中支援推進事業</b></p> <p>認知症の人やその家族に早期に関わるために設置した、認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、地域包括支援センターや医療機関、介護事業者との連携、情報が共有できる仕組みを運用していきます。</p>
	<p><b>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業</b></p> <p>認知症の人やその家族等から相談があった際、認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて、その知識・経験を活かした相談支援を実施します。また、認知症初期集中支援チームと連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整します。</p> <p>認知症の人や家族に対する支援として、認知症ケアパスの作成や認知症カフェ等の開催支援等を検討します。</p>

②認知症サポーター養成事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。地域住民だけではなく、職域にも認知症サポーターを増やし、認知症支援の充実を図っていきます。</p> <p>また、県が実施する認知症サポーターの資質向上を目指す「オレンジパートナー養成研修」の実施に協力し、受講修了者が認知症関連事業に積極的に参加、活動できるよう情報提供に努めていきます。</p>

[実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーター養成数	人	318	281	200	200	200	200
認知症サポーター人数	人	1,701	1,982	2,182	2,382	2,582	2,782

## ③家族介護者支援事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催しています。また、教室終了後に家族同士の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催しています。介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図っています。
<b>今後の取り組み</b>	認知症や認知症介護に関する定期的な相談会の開催や教室の内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等に努めていきます。

## [実績と計画目標]

項目	単位	実績		見込値	目標		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
教室開催回数	回	5	5	4	4	4	4
教室参加者数	人	61	57	80	80	80	80
交流会開催回数	回	4	3	3	3	3	3
交流会参加者数	人	26	42	40	40	40	40
相談会開催回数	回	—	—	—	12	12	12
相談会参加者数	人	—	—	—	36	36	36

## ④徘徊高齢者対策事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期発見・保護ができるよう、関係機関との情報ネットワーク（徘徊高齢者SOSネットワーク）により支援体制を構築しています。
<b>今後の取り組み</b>	事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録の周知方法等について検討していきます。

## 施策の方向性（2）高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

### ① 逗子あんしんセンター助成事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>社会において不利な立場におかれやすい高齢者や障がい者等を対象とした、財産の保全・管理に関するサービスや、判断能力が著しく不十分な人等の権利擁護を図るため、法人後見事業、専門相談員による成年後見制度や権利擁護等の相談を行う逗子あんしんセンターの運営費の一部を補助しています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>日常的金銭管理や成年後見制度に関する相談など、逗子あんしんセンターの重要性は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、逗子あんしんセンターの円滑な事業運営について協力・支援していきます。</p>

### ② 成年後見制度利用支援事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない方が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るための制度です。制度利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。</p> <p>成年後見制度を利用するに当たり、費用負担が困難な方に、費用助成を行っています。また、身寄りが無いなどの理由により、支援が必要な場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、認知症や身寄りのない高齢者のための市長申立件数は、増加が予測され、制度周知や潜在者を把握する効率的な事業運営に努めていきます。</p> <p>また、成年後見制度の利用を促進するために基幹型地域包括支援センターを中核機関として位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備等及び市町村計画の策定を検討していきます。</p>

### ③ 高齢者虐待対策事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる高齢者や介護者に対し、相談・指導及び支援を行います。また、緊急性を要する場合には、一時保護等の対応をしています。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。必要に応じて一時保護する他、通報・届出窓口の周知等の啓発を図ります。</p>

## 基本目標4 介護保険サービスの基盤強化

### 施策の方向性(1) 介護保険サービスの充実・強化

#### ①居宅（介護予防）サービス（主担当課：高齢介護課）

事業内容	要介護（要支援）と認定された方に対し、在宅サービスを提供しています。
今後の取り組み	介護給付費や予防給付費ともに増加が予想される中、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備を考慮し、過去の実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推移から、必要なサービス量を確保していきます。

#### ②地域密着型（介護予防）サービス（主担当課：高齢介護課）

事業内容	要介護（要支援）認定者ができる限り自宅又は地域で生活を継続できるようにするサービスで、原則として本市の被保険者のみが利用できます。
今後の取り組み	<p>地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で事業所の指定、監督を行います。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域となるよう、「地域包括支援センター等運営協議会」で協議するなど、総合的な視点から地域密着型サービスの育成や必要なサービスの確保を図ります。高齢者が地域の一員として地域との関わりを保ちながら日常生活を継続できるように、質の高いサービスを提供できる体制づくり、事業所が地域における介護の拠点として地域に貢献できる体制づくりを支援します。</p> <p>なお、第6期で整備を行った「小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス利用推進に努めます。</p>

#### ③施設サービス（主担当課：高齢介護課）

事業内容	在宅生活が困難な要介護等認定者に対して、心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、入所サービスを提供しています。
今後の取り組み	<p>今後も重度の要介護認定者数が一定の割合で増加していくことが予想されます。過去の実績、要介護認定者数の推移から、必要なサービス量を確保していきます。</p> <p>また、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護3以上に限定します。ただし、要介護1・2であっても、別の定める一定の条件に該当する場合は入所可能です。</p>

## 施策の方向性（2）市町村特別給付の実施

### ①特別給付費給付事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、2003年度から、市が独自に移送サービスを提供しています。</p> <p>要介護3以上で、利用者本人が市民税非課税者の場合、ケアプランに位置付けたうえで、通院等のための移送サービスを利用できます。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援サービスの周知や利用促進に努めます。</p>

## 施策の方向性 (3) 介護保険事業の運営

### ①高額介護サービス等給付事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>高額介護サービス費の支給とは、介護サービスを利用して支払った1割から3割の負担額が、1か月の合計で規定する上限額を超えた場合、その超えた分の費用を支給するものです。（同一世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額）</p> <p>高額医療・高額介護合算療養費の支給とは、2008年4月から開始の制度で、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算療養費は、厚生労働省が規定した全国一律の制度で引き続き実施していきます。</p>

### ②介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>低所得者や災害に遭われた方等に対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、利用料の軽減・助成について、国や本市独自の制度を設けています。</p> <p>①訪問介護利用者負担の助成 （障がい者ホームヘルプサービス利用者対象）</p> <p>②社会福祉法人の利用料減免に対する補助金の交付</p> <p>③生計困難者の介護サービス利用者負担の軽減</p> <p>④介護老人保健施設等利用における低所得者に対する助成</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>現行制度を維持し、利用料の軽減・助成を実施していきます。</p>

③保険料賦課徴収事務費（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときに、40歳以上65歳未満の方の費用は1割、65歳以上の方は所得に応じて1割から3割負担で、暮らしを助ける様々なサービスが利用できる仕組みです。40歳以上の方が納める保険料と国や市の負担金及び利用者の自己負担を財源に運営しています。</p> <p>40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険と合わせて納めます。</p> <p>65歳以上の方の介護保険料は、本人及び世帯全員の前年中の収入・所得に基づき市で算定し、医療保険とは別に、65歳になった月から月割りで納めるものです。</p> <p>介護保険制度では、3年ごとに高齢者人口、介護認定者数及び介護サービス費を推計し、保険料を見直すこととなっています。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>第7期では、2018年度から2020年度までの給付見込みにより保険料を算定します。今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準が上昇していきます。制度を持続可能なものとするため、消費増税による増収分の一部を低所得者の保険料に充当し、負担軽減を図ります。</p>

※ 介護保険制度の公平・公正な運営を図るため、特別な事情なく保険料を滞納し、滞納が続く場合は、保険者として滞納期間に応じて次のとおり給付制限を行います。

●1年間滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用時の支払い方法を償還払いへ変更</li> </ul>
●1年6か月間滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険給付の一時差し止め</li> <li>・ 給付差し止め額から滞納保険料を控除</li> </ul>
●2年以上滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者負担の引き上げ</li> <li>・ 高額介護サービス費等の支給停止</li> </ul>

## 施策の方向性（4）給付適正化への取り組み

### ①介護給付等費用適正化事業（主担当課：高齢介護課）

<p><b>事業内容</b></p>	<p>介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、国が規定した介護給付等費用適正化事業に取り組みます。</p>
<p><b>今後の取り組み</b></p>	<p>今後も介護給付費の増加が予想される中で、介護給付費の適正化は不断の取り組みが重要であることから、引き続き主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修費等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知）を中心に、県や神奈川県国民健康保険団体連合会と連携を図り適切な運営に努めます。</p>

## 基本目標5 高齢者の多様な住まい方の充実

### 施策の方向性(1) 高齢者向け住まいの普及

#### ①介護サービス施設整備（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>高齢者が住み慣れた住宅・地域で暮らすことを基本として、在宅生活が困難になった要介護認定者に対しては、利用者や家族の希望に応じて適切な入所サービスを提供するものです。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定された神奈川県高齢者居住安定確保計画との整合性を図りながら、高齢者に安心して暮らせる居住環境を確保するよう努めます。また、施設入所を必要とする要介護認定者の待機を解消するため、施設サービスのニーズを適切に見込み、的確な施設・居住系サービスの整備方針を定め、計画的に施設の募集を行っていきます。</p>

#### ②福祉用具・住宅改修支援事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>居宅介護（支援）住宅改修費の支給となる住宅改修について、十分な専門性があると認められる者が、住宅改修を希望する者に対して、助言等を行い、居宅介護（支援）住宅改修費支給の申請にかかる理由書を作成した場合に、必要な支援（手数料の支給）を行います。</p> <p>十分な専門性があると認められる者とは、介護支援専門員、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者です。</p> <p>なお、当該支援費は、居宅介護支援費に含まれるため、居宅介護支援費の支給対象とならないものについて支援を行うものです。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>現行制度を維持し、手数料の支給を行っていきます。</p>

## ③高齢者施設入所事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	身体上、精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その福祉の向上を図るため、養護老人ホームに入所措置を行います。
<b>今後の取り組み</b>	今後も高齢者の福祉向上のため、円滑な実施を進めていきます。

## ④市営住宅（主担当課：都市整備課）

<b>事業内容</b>	逗子市市営住宅管理計画に基づき、市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。）を導入し、誰もが、安全で安心な住みやすいものとなるよう努めます。
<b>今後の取り組み</b>	建替事業を行う市営住宅については、共用部分や各住戸内のバリアフリー化等のユニバーサルデザインを導入し、高齢者にとっても、安全に安心して暮らせる住宅として整備します。

## 施策の方向性（2）安心・安全なまちづくりの推進

### ①福祉有償運送事業（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	<p>福祉有償運送は、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。</p> <p>サービスを提供するNPO法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等が道路運送法の登録を行うため、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町の4市1町と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行います。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>既存の公共交通機関を補うことができるよう、関係者の理解を得ながら、移動が困難な方に対して必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与できるよう努めます。</p>

#### [実績]

項目	単位	実績		見込値
		2015年度	2016年度	2017年度
事業所数	件	3	2	2

### ②避難行動要支援者支援事業（主担当課：防災安全課）

<b>事業内容</b>	<p>災害発生時における避難行動要支援者への支援を、適切かつ円滑に実施するために策定された逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化します。</p>
<b>今後の取り組み</b>	<p>避難行動要支援者の名簿登載者については常に更新を行い、そのうち、同意が得られた者については毎年1回、自主防災組織等及び関係機関等に情報提供を行います。</p> <p>自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成します。地域住民は、平常時には地域の避難行動要支援者に対して声かけや見守りを行い、災害時には、個別支援プランに基づき避難支援を行います。</p> <p>また、災害時には避難行動要支援者の名簿情報を、同意の有無にかかわらず関係機関等に提供し安否確認や避難支援を行います。</p>

## ③福祉避難所（主担当課：高齢介護課）

<b>事業内容</b>	逗子市地域防災計画に基づき、学校等の一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者を、特別養護老人ホーム等の高齢者施設を利用した二次避難所（福祉避難所）へ避難するための体制を整備しています。
<b>今後の取り組み</b>	防災安全課や社会福祉施設等と連携を図りながら、対応体制の確保に努めます。

## ④火災予防事業（主担当課：消防予防課）

<b>事業内容</b>	火災予防啓発として消防本部で行っている活動に加え、必要に応じて、ひとり暮らしの高齢者宅を高齢介護課及び地域包括支援センターの職員が同行訪問し、火気使用などについての注意喚起を行います。
<b>今後の取り組み</b>	火災予防の観点から、ひとり暮らし高齢者宅の訪問について、関係機関との連携を図りながら行います。

## 2 第7期介護保険事業計画の推進

### 1 介護保険事業の概要

介護のサービス体系は、次のとおりです。

#### 《 サービス体系 》

	市町村が 指定・監督を行うサービス	都道府県が 指定・監督を行うサービス	
介護給付	<b>【地域密着型サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>● 夜間対応型訪問介護</li> <li>● 認知症対応型通所介護</li> <li>● 小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 地域密着型通所介護</li> <li>● 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</li> <li>● 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>● 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護</li> <li>● 居宅介護支援※<sup>1</sup></li> </ul>	<b>【居宅介護サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問介護</li> <li>● 訪問入浴介護</li> <li>● 訪問看護</li> <li>● 訪問リハビリテーション</li> <li>● 居宅療養管理指導</li> <li>● 通所介護</li> <li>● 通所リハビリテーション</li> <li>● 短期入所生活介護</li> <li>● 短期入所療養介護</li> <li>● 福祉用具貸与</li> <li>● 特定福祉用具販売</li> <li>● 住宅改修</li> <li>● 特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<b>【施設サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</li> <li>● 介護老人保健施設</li> <li>● 介護療養型医療施設※<sup>2</sup></li> <li>● 介護医療院※<sup>3</sup></li> </ul>
予防給付	<b>【地域密着型介護予防サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>● 介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</li> <li>● 介護予防支援</li> </ul>	<b>【介護予防サービス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防訪問入浴介護</li> <li>● 介護予防訪問看護</li> <li>● 介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>● 介護予防居宅療養管理指導</li> <li>● 介護予防通所リハビリテーション</li> <li>● 介護予防短期入所生活介護</li> <li>● 介護予防短期入所療養介護</li> <li>● 介護予防福祉用具貸与</li> <li>● 介護予防特定福祉用具販売</li> <li>● 介護予防住宅改修</li> <li>● 介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	
地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問型サービス</li> <li>● 通所型サービス</li> </ul>		

※<sup>1</sup> 2018年4月から、指定・監督に関する権限が都道府県から市町村へ移譲する。

※<sup>2</sup> 現行の介護療養型病床の経過措置期間は6年間延長(2025年度末まで)となる。

※<sup>3</sup> 新たな介護保険施設として2018年4月に創設される。「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設。

【参考】新たに創設される「介護医療院」とは

**新たな介護保険施設（介護医療院）の創設**

見直し内容	<p>○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。</p> <p>○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</p>
-------	--

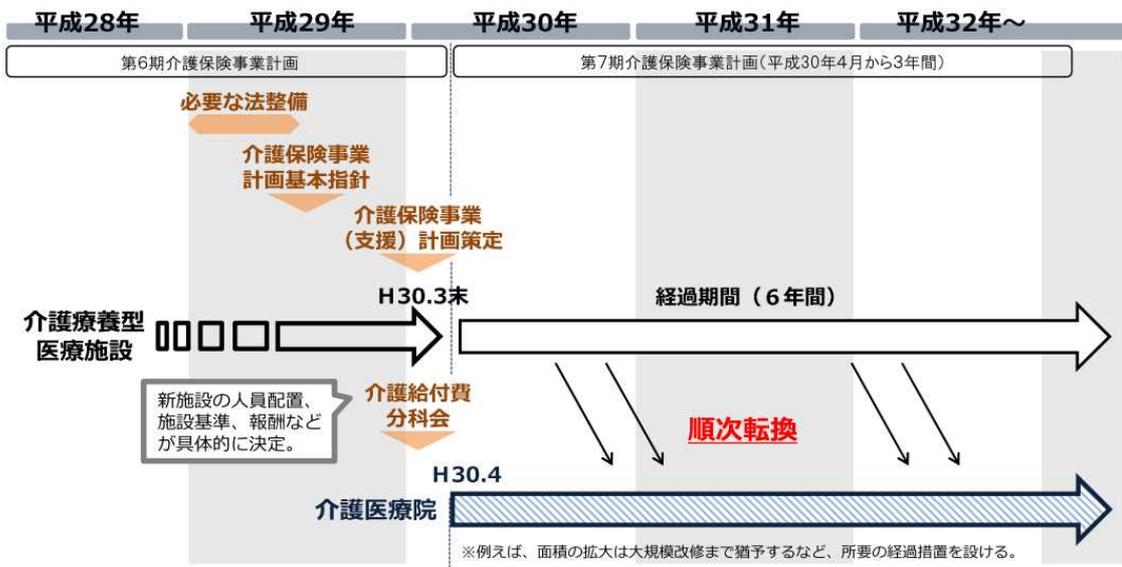
＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	<p>介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</p>
機能	<p>要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）</p>
開設主体	<p>地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等</p>

- ☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。
- ※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

**介護医療院に関するスケジュールのイメージ**

- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



資料：厚生労働省 全国介護保険担当課長課会議資料

## 2 サービス別利用者数の推計

要介護・要支援認定者数の将来推計から、施設・居住系サービス利用者数見込みを除き、在宅のサービス別受給率を考慮して推計しました。施設・居住系サービス利用者数は、過去の利用者数の推移や今後の本市の整備基盤計画を考慮して見込みました。

### ●居宅介護サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/月)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>居宅介護サービス</b>							
訪問介護	734	734	732	759	811	841	982
訪問入浴介護	50	53	63	86	96	101	113
訪問看護	233	263	305	331	375	409	493
訪問リハビリテーション	39	48	48	46	50	49	56
居宅療養管理指導	506	548	600	665	692	700	753
通所介護	717	509	532	581	627	650	754
通所リハビリテーション	216	187	185	192	197	200	215
短期入所生活介護	206	186	216	217	217	217	217
短期入所療養介護（老健）	35	34	25	30	34	35	41
短期入所療養介護（病院等）	1	1	0	2	2	2	3
福祉用具貸与	875	870	912	946	1,018	1,061	1,207
特定福祉用具購入費	17	20	25	37	44	48	57
住宅改修費	19	17	27	25	25	24	28
特定施設入居者生活介護	247	251	275	298	294	345	341
居宅介護支援	1,435	1,424	1,490	1,559	1,682	1,720	1,966

※地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により試算（2017年7月月報まで反映）

## ●介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/月)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>介護予防サービス</b>							
介護予防訪問介護	286	281	242				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	15	16	15	16	15	15	16
介護予防訪問リハビリテーション	2	4	7	11	13	15	20
介護予防居宅療養管理指導	50	61	63	78	85	93	116
介護予防通所介護	269	309	283				
介護予防通所リハビリテーション	60	58	61	61	61	61	61
介護予防短期入所生活介護	4	4	2	5	5	5	5
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	1	0	1	2	3	4
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	120	149	163	192	218	244	308
特定介護予防福祉用具購入費	6	6	9	10	10	10	10
介護予防住宅改修	11	13	10	10	10	11	13
介護予防特定施設入居者生活介護	37	47	51	66	70	89	93
介護予防支援	582	622	586	618	624	626	696

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

## ●地域支援事業(訪問介護・通所介護)の将来見込み

(単位:人/月)

	計画期間			
	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問型サービス(従前相当分)	280	284	289	329
通所型サービス(従前相当分)	332	337	343	391

●地域密着型サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/月)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	8	10	20	20
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	21	22	39	45	52	57	67
小規模多機能型居宅介護	13	14	18	20	36	60	62
認知症対応型共同生活介護	61	72	81	87	87	89	89
地域密着型特定施設入居者生活介護	16	18	23	19	19	19	19
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		266	293	358	387	389	465

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

●地域密着型介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/月)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	1	1	2	4	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0	1	1	1	1

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

●施設サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/月)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
介護老人福祉施設	306	305	306	313	313	368	368
介護老人保健施設	161	153	147	154	154	154	154
介護療養型医療施設	8	6	7	7	7	5	
介護医療院				0	0	2	7

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

●市町村特別給付利用者数の推移と将来見込み

(単位:人/年)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
移送サービス	187	204	210	210	210	210	210

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

### 3 施設・居住系サービスの整備方針

本市では、第7期計画期間の施設・居住系サービスの整備方針を次のとおり見込みました。

#### ●第7期計画期間中(2018年度～2020年度)の整備方針

	施設種別	第7期の目標
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・100床の新設を目指す。
入居施設	認知症対応型共同生活介護	・2ユニット(定員18人)を整備する。
	特定施設入居者生活介護	・第6期計画中の32床を本計画中に整備する。 ・70床の新設を目指す。

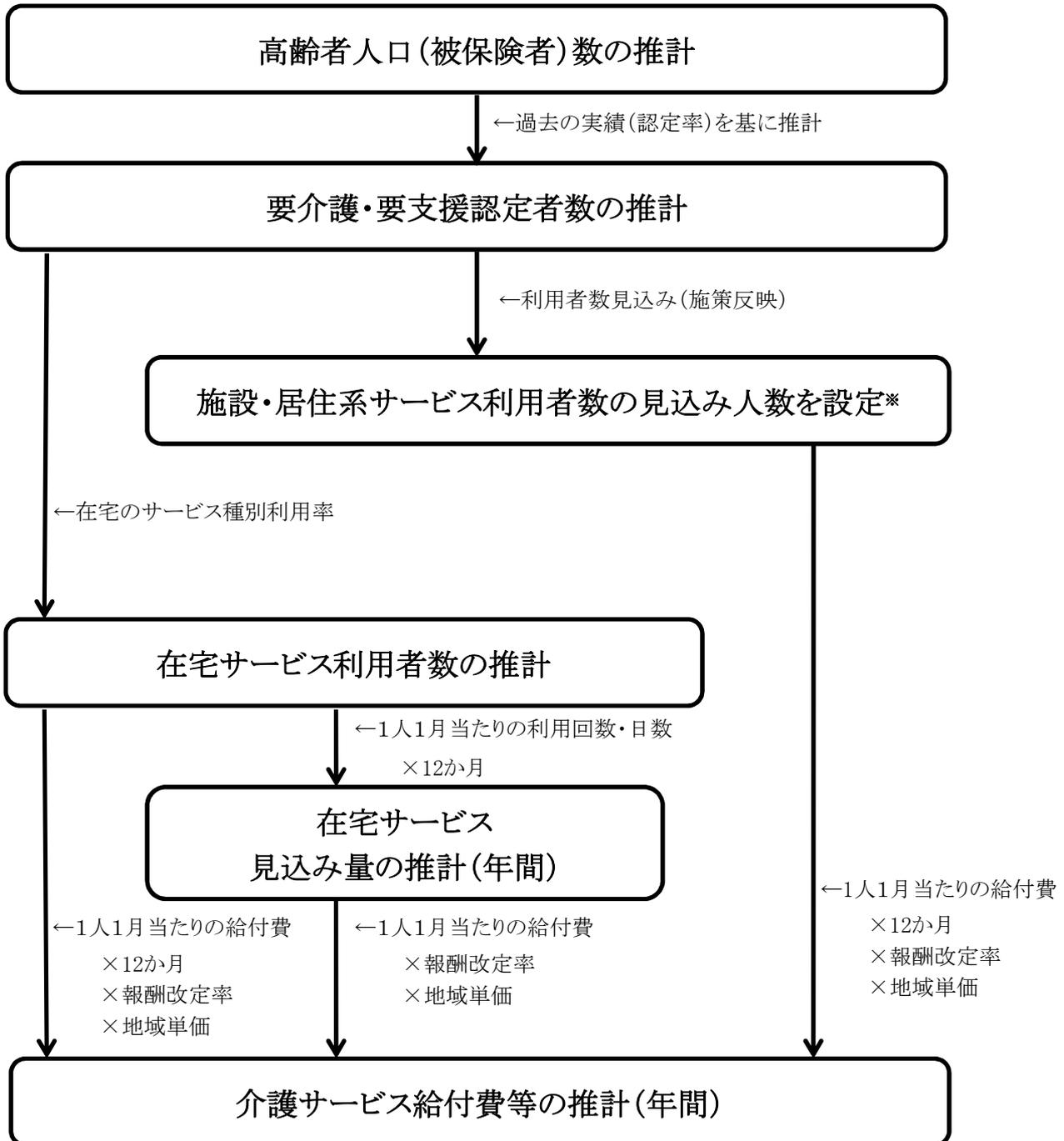
※小規模多機能型居宅介護 1か所

#### ●第6期計画期間中の整備済み施設(2017年9月末現在)

	施設種別	施設数	定員数
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3か所	268人
	介護老人保健施設	2か所	175人
入居施設	認知症対応型共同生活介護	5か所	72人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1か所	23人
	特定施設入居者生活介護	3か所	153人

## 4 介護サービス給付費等の推計

### ●介護サービス給付費等の算定の流れ



※ 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)と居住系サービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の利用者数の推移や今後の基盤整備計画を考慮して、将来の利用者数の見込みを設定。

※ 地域単価：地域によって、物価や人件費に違いがあるため、介護報酬の1単位の単価は、地域や利用するサービスによって異なります。

サービス別の利用者数見込み、1人1月当たりの給付費を考慮して、年間の給付費を推計しました。

### ●居宅介護サービス給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
居宅介護サービス(計)	2,832,309	2,586,114	2,772,469	3,040,480	3,245,638	3,508,110	4,105,101
訪問介護	512,312	501,539	488,210	523,486	558,144	573,938	674,144
訪問入浴介護	38,456	42,847	55,387	80,371	101,814	122,090	200,459
訪問看護	119,096	133,238	173,244	218,714	278,785	339,033	543,162
訪問リハビリテーション	17,167	17,490	21,124	22,158	25,214	25,789	33,208
居宅療養管理指導	83,436	88,783	98,821	108,973	113,642	115,152	123,759
通所介護	631,794	418,082	439,394	484,754	524,150	539,214	633,395
通所リハビリテーション	197,196	175,042	161,908	177,015	182,444	185,653	201,702
短期入所生活介護	190,009	168,636	200,618	215,964	219,532	223,004	241,354
短期入所療養介護(老健)	35,299	35,126	24,392	22,365	25,499	26,098	29,748
短期入所療養介護(病院等)	225	22	0	726	727	727	862
福祉用具貸与	142,906	142,715	151,132	148,068	157,737	162,396	181,504
特定福祉用具購入費	5,150	6,092	6,629	11,120	13,182	14,374	16,877
住宅改修費	18,947	18,354	31,839	26,467	26,779	25,736	29,698
特定施設入居者生活介護	578,570	581,728	645,609	714,340	708,875	837,865	834,233
居宅介護支援	261,746	256,420	274,162	285,959	309,114	317,041	360,996

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

## ●介護予防サービス給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
介護予防サービス(計)	277,621	299,930	286,107	174,512	186,302	213,854	236,223
介護予防訪問介護	56,408	53,371	44,703				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,415	5,527	4,707	8,086	8,839	9,374	9,539
介護予防訪問リハビリテーション	627	1,214	3,148	5,714	8,299	11,644	15,227
介護予防居宅療養管理指導	7,775	9,166	9,438	11,678	12,661	13,782	17,144
介護予防通所介護	95,167	105,862	99,609				
介護予防通所リハビリテーション	23,801	22,298	24,138	24,160	24,171	24,171	24,171
介護予防短期入所生活介護	2,111	1,885	404	1,875	1,876	1,876	1,876
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	506	0	372	744	1,115	1,487
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,929	7,713	8,374	9,875	11,247	12,619	15,980
特定介護予防福祉用具購入費	1,405	1,663	2,553	2,737	2,737	2,737	2,737
介護予防住宅改修	13,077	12,896	8,910	10,345	10,307	11,314	13,368
介護予防特定施設入居者生活介護	32,713	41,778	46,907	63,192	68,583	88,275	93,637
介護予防支援	33,193	36,051	33,216	36,478	36,838	36,947	41,057

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

●地域密着型サービス給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>地域密着型サービス(計)</b>	298,033	523,607	652,183	788,971	905,462	1,033,436	1,247,066
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	960	1,630	0	11,919	14,443	28,887	28,887
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	30,478	30,947	49,899	82,197	108,347	133,355	171,747
小規模多機能型居宅介護	31,292	28,506	33,340	42,875	74,338	123,818	127,958
認知症対応型共同生活介護	194,228	221,422	256,909	271,574	271,696	276,006	276,006
地域密着型特定施設入居者生活介護	41,075	41,384	55,345	47,192	46,830	46,830	47,302
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		199,718	256,690	333,214	389,808	424,540	595,166

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

●地域密着型介護予防サービス給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>地域密着型介護予防サービス(計)</b>	1,964	1,909	482	3,775	5,120	6,900	6,900
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,728	519	482	1,342	2,686	4,466	4,466
介護予防認知症対応型共同生活介護	236	1,390	0	2,433	2,434	2,434	2,434

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

## ●施設サービス給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
<b>施設サービス(計)</b>	1,514,265	1,462,633	1,458,431	1,524,049	1,524,732	1,693,052	1,693,052
介護老人福祉施設	929,544	929,635	927,930	961,755	962,185	1,130,505	1,130,505
介護老人保健施設	547,533	503,736	497,950	528,711	528,948	528,948	528,948
介護療養型医療施設	37,188	29,262	32,551	33,583	33,599	23,999	
介護医療院				0	0	9,600	33,599

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)により試算(2017年7月月報まで反映)

## ●市町村特別給付給付費の推移と将来見込み

(単位:千円)

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
移送サービス	850	902	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

## 5 介護保険事業の運営

### (1) 給付費等及び保険料

#### ①計画期間中の介護保険給付費等

第7期の計画期間中2018（平成30）年度から2025年度までの給付費の総計を次のとおり推計しました。

#### ●標準給付費

（単位：百万円）

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
標準給付費	5,179	5,156	6,426	5,822	6,240	6,935	7,763
指数	100.0	99.6	124.1	112.4	120.5	133.9	149.9
総給付費（調整後）	4,924	4,893	6,138	5,525	5,926	6,598	7,273
総給付費			6,223	5,531	5,867	6,455	7,288
費用負担の見直しに伴う財政影響額			▲85	▲7	▲11	▲12	▲15
消費税等の見直しを勘案した影響額				0	70	155	0
内訳							
特定入所者介護サービス費等給付額（調整後）	131	113	144	121	123	125	144
特定入所者介護サービス費等給付額			176	121	123	125	144
費用負担の見直しに伴う財政影響額			▲32				
高額介護サービス費等給付額	105	128	119	148	158	175	278
高額医療合算介護サービス費等給付額	15	18	20	24	27	31	61
算定対象審査支払手数料	4	4	6	5	6	6	7

※総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

※標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

※指数は、2015（平成27）年度を100とした場合の伸び（%）

※四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

#### ●地域支援事業の費用額

（単位：百万円）

	実績		見込値	計画期間			2025年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
地域支援事業費	126	160	342	287	295	304	325
指数	100.0	127.0	271.4	227.8	234.1	241.3	257.9

※指数は、2015（平成27）年度を100とした場合の伸び（%）

②介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、介護保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第7期計画期間の財源構成を、次のとおり見込みました。

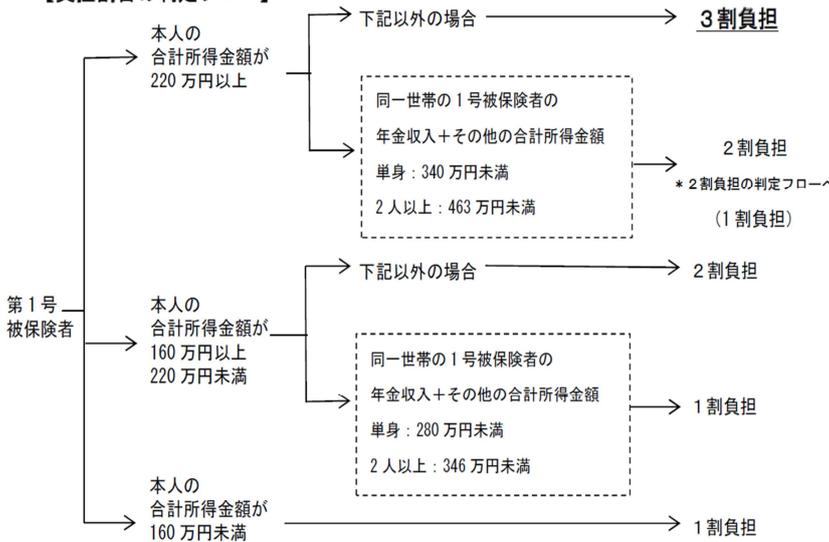
●第7期計画の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付 (居宅)	介護給付 (施設)	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者(65歳以上)	22.80%	22.80%	23.00%	23.00%
	第2号被保険者(40~64歳)	27.00%	27.00%	27.00%	
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	20.00%	38.50%
	調整交付金	5.20%	5.20%	5.00%	
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.25%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.25%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

●一定以上所得のある方の負担割合について【2018(平成30)年8月から】

65歳以上の被保険者のうち、年金収入280万円以上の方は2割負担、年金収入等が340万円以上の方は3割負担を基本とします。具体的な基準は今後政令で定めることとなりますが、現時点では、合計所得金額（給与収入や事業収入等からの給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上を想定しており、これが年金収入等で340万円以上に相当します。

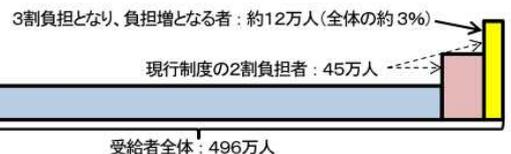
【負担割合の判定フロー】



【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 <small>(※1)</small>	2割 ⇒ 3割
年金収入 280万円以上 <small>(※2)</small>	2割
年金収入 280万円未満	1割

【対象者数】



※ 第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

資料：厚生労働省「介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日)」引用

### ●第7期介護保険料の算定結果

第1号被保険者負担相当額、国の調整交付金、介護保険事業運営基金等より、計画期間中の保険料収納必要額を算出し、あらかじめ想定した予定保険料収納率で除して、予定保険料収納額を算出します。この収納額を第1号被保険者数で除して、第1号被保険者一人当たりの保険料基準月額を算出します。

介護保険事業運営基金の取り崩しにより、保険料基準月額当たり236円減額することとしました。

給付費等総額	A	本計画期間(3年間)の給付費等総額 [A=B+C]	19,882,864 千円
標準給付費見込額(計)	B		18,997,262 千円
地域支援事業費(計)	C		885,602 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	C1	地域支援事業費のうち、総合事業費	374,714 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [D=A×23%]	4,573,059 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 [E=(B+C1)×5%]	968,599 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額	1,029,109 千円
市町村特別給付金等			4,200 千円
保険料収納必要額			4,340,249 千円
介護保険事業運営基金		第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し	176,500 千円
予定保険料収納率		2015・2016(平成27・28)年度の実績と 2017(平成29)年度の収納実績等を勘案して推計	98.7 %
保険料基準月額		保険料収納必要額から、予定保険料収納率、運営基金の取り崩しを考慮した額を、3年間の第1号被保険者累計数及び12か月で割って算出	5,810 円

(参考) 第6期保険料基準月額	5,710 円
(参考) 増減額(第7期-第6期)	100 円

※地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)より試算(総括表)。

※表示上、四捨五入により合計が合わない場合もあります。

## ③第1号被保険者の保険料

## ●介護保険料算定についての指針

- 介護保険事業運営基金を取り崩し、保険料上昇の抑制を図る。
- 第6段階から第12段階までの市民税課税層の負担割合を引き上げ、基準額を引き下げる措置を講ずる。
- 第13段階は、市民税課税層のさらなる多段階化を実施し、保険料段階の負担割合を設定する。
- 第1段階から第3段階については、消費増税による増収分の一部を補填し、低所得者の負担割合の軽減を図るため、括弧書きの負担割合とする。

介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（3年間）

176,500千円

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次の表のとおりです。

## ●第7期の所得段階別保険料

区分	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で高齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.50 (基準額×0.45) 《基準額×0.30》	2,905円 (2,615円) 《1,743円》	34,860円 (31,380円) 《20,916円》
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.70 《基準額×0.45》	4,067円 《2,615円》	48,804円 《31,380円》
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額×0.75 《基準額×0.70》	4,358円 《4,067円》	52,296円 《48,804円》
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.90	5,229円	62,748円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の者	(基準額)	5,810円	69,720円
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円未満の者	基準額×1.20	6,972円	83,664円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	7,553円	90,636円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	9,006円	108,072円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者	基準額×1.80	10,458円	125,496円
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者	基準額×2.00	11,620円	139,440円
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の者	基準額×2.30	13,363円	160,356円
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,100万円以上の者1,500万円未満の者	基準額×2.60	15,106円	181,272円
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,500万円以上の者	基準額×2.80	16,268円	195,216円

※( )内の数値は、2015(平成27)年度から消費増税に伴う国の低所得者負担割合の低減強化策

《 》内の数値は、今後、消費税率の改定に伴い想定される国の低所得者負担割合の低減強化策

※保険料月額は、小数点以下四捨五入

## (参考) 第6期の所得段階別保険料

区分	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で高齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.50 (基準額×0.45)	2,855円 (2,570円)	34,260円 (30,840円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.70	3,997円	47,964円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額×0.75	4,283円	51,396円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.90	5,139円	61,668円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の者	<b>(基準額)</b>	<b>5,710円</b>	<b>68,520円</b>
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円未満の者	基準額×1.20	6,852円	82,224円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	7,423円	89,076円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	8,851円	106,212円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者	基準額×1.80	10,278円	123,336円
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者	基準額×2.00	11,420円	137,040円
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の者	基準額×2.30	13,133円	157,596円
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,100万円以上の者	基準額×2.60	14,846円	178,152円

※ ( ) 内の数値は、2015（平成27）年度から消費増税に伴う国の低所得者負担割合の低減強化策

## (2) 適正な事業運営

### ①要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うため、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。

### ②介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービスの提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。保険者には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取り組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

また、2018年4月から居宅介護支援の指定権限が県から市へ移行すること、付随して居宅介護支援の運営基準について市が条例で定めることが可能となることから（2019年3月末までの経過措置あり）、より一層の地域包括ケアシステムの深化・推進が図られることとなります。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、努めていきます。

### ③サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、地域包括支援センター、ケアマネジャーをはじめ、市内におけるあらゆる機関が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。

介護従事者の処遇については、2018年4月から介護報酬にかかる算定基準が改正され、介護職員処遇改善について加算強化がされており、さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要です。市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

④介護給付等費用適正化事業（第4期介護給付適正化計画）

○計画策定の目的：

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、第3期給付適正化計画における取り組み状況を検証し、第4期給付適正化計画における具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を次のとおり設定し、保険者としてPDCAサイクルに基づき実施します。

○市町村介護保険事業計画との関係：

市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。

○計画期間：2018年度から2020年度まで

(ア) 要介護認定の適正化

<b>事業趣旨</b>	要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図るものです。
<b>現状</b> (2017年9月末時点)	要介護認定における新規申請の他、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図りました。また、更新申請及び区分変更申請における認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかを確認しました。 市の認定調査員と年2回勉強会を行いました。

【年度ごとの目標】

<b>2018年度</b>	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医意見書を含めた、認定調査票等審査会資料の全件チェックをします。</li> <li>・上記に関して、必要に応じ指導を行います。</li> <li>・更新申請時の認定調査について、過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合、市の認定調査員が実施します。</li> <li>・介護認定審査会委員研修参加による、審査会委員及び事務局のスキル向上を図ります。</li> <li>・市の認定調査員に関しては、年1回以上を目安に勉強会を行います。</li> </ul>
<b>2019年度</b>	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医意見書を含めた、認定調査票等審査会資料の全件チェックをしま</li> </ul>

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に関して、必要に応じ指導を行います。</li> <li>・更新申請時の認定調査について、過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合、市の認定調査員が実施します。</li> <li>・介護認定審査会委員研修参加による、審査会委員及び事務局のスキル向上を図ります。</li> <li>・市の認定調査員に関しては、年1回以上を目安に勉強会を行います。</li> </ul>
2020年度	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切かつ公平な要介護認定の確保をします。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医意見書を含めた、認定調査票等審査会資料の全件をチェックをします。</li> <li>・上記に関して、必要に応じ指導を行います。</li> <li>・更新申請時の認定調査について、過去3回連続して同じ居宅事業所による調査が続いている場合、市の認定調査員が実施します。</li> <li>・介護認定審査会委員研修参加による、審査会委員及び事務局のスキル向上を図ります。</li> <li>・市の認定調査員に関しては、年1回以上を目安に勉強会を行います。</li> </ul>

(イ) ケアプランの点検

事業趣旨	<p>介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供を求め又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。</p>
現状 (2017年9月末時点)	<p>介護保険サービス利用者の状態に応じた適切なサービスを提供するとともに、自立を阻害するような過剰なサービス提供の防止を目的に、給付適正化の課題と検証を行いました。(ケアマネジメント適正化推進事業)</p> <p>要支援者に対し適切なアセスメント(課題把握)が十分にできているのかを研修体系を構築し、課題整理総括表を用いてグループワーク形式の自己点検による検証を行ないました。同時に効果的なケアマネジメントの実施状況を確認する点検表を開発し、研修の前後で実施、変化の傾向を把握しました。研修会で公表し、全体に課題と取り組みについて周知しました。</p> <p>また、市内居宅介護支援事業所に県と合同で実地指導に行き、その際にケアプランチェックを行いました。</p> <p>(2015年度：1か所 2016年度：8か所 2017年度：10か所)</p>

【年度ごとの目標】

2018年度	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の介護保険サービス利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p>
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援に資するケアマネジメントの実践をできるようにするために、相談力向上研修やアセスメント研修等を体系的に実施します。</li> <li>・年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検します。</li> <li>・研修を受講した者には認定証を発行する等、受講意欲向上を目指します。</li> <li>・必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを行います。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>2019年度</b></p>	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援に資するケアマネジメントの実践をできるようにするために、相談力向上研修やアセスメント研修等を体系的に実施します。</li> <li>・年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検します。</li> <li>・研修を受講した者には認定証を発行する等、受講意欲向上を目指します。</li> <li>・必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを行います。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>2020年度</b></p>	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の介護保険サービス利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援に資するケアマネジメントの実践をできるようにするために、相談力向上研修やアセスメント研修等を体系的に実施します。</li> <li>・年2回ケアマネジメント点検を実施し、事前事後での変化を把握、傾向分析し、対象事業所を特定して点検します。</li> <li>・研修を受講した者には認定証を発行する等、受講意欲向上を目指します。</li> <li>・必要に応じて市内居宅介護支援事業所へ行き、ケアプランのチェックを行います。</li> </ul>

(ウ) 住宅改修等の点検

<p style="text-align: center;"><b>事業趣旨</b></p>	<p>(住宅改修の点検)</p> <p>保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い、施行状態を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するものです。</p> <p>(福祉用具購入・貸与調査)</p> <p>保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるものです。</p>
--	---

<p><b>現状</b> (2017年9月末時点)</p>	<p>住宅改修や福祉用具などの給付を行う際に提出された書類について確認を行い、必要に応じて自宅へ訪問し、適正に給付がされているかを確認しました。</p> <p><b>【書面確認】</b></p> <p>○住宅改修 2015年度：360件 2016年度：359件 2017年度：195件</p> <p>○福祉用具購入 2015年度：276件 2016年度：315件 2017年度：167件</p> <p>○軽度者に対する福祉用具貸与 2015年度：32件 2016年度：41件 2017年度：28件</p> <p><b>【現場確認】</b></p> <p>2015年度：未実施</p> <p>2016年度：住宅改修 3件</p> <p>2017年度：福祉用具購入 8件</p>
-----------------------------------	---

**【年度ごとの目標】**

<p>2018年度</p>	<p>○<b>取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</li> </ul> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修申請時に提出された、写真や図面、理由書等をチェックし、書面における審査を行います。また、年5件程度の訪問調査を実施し、改修内容について評価を行います。</li> <li>・福祉用具購入時に提出された書類をチェックし、必要に応じて事業所へ問い合わせます。</li> <li>・軽度者に対する福祉用具貸与については、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断します。</li> </ul>
<p>2019年度</p>	<p>○<b>取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</li> </ul> <p>○<b>実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修申請時に提出された、写真や図面、理由書等をチェックし、書面における審査を行います。</li> <li>・福祉用具購入時に提出された書類をチェックし、疑義があれば事業所へ問い合わせます。また、福祉用具購入者宅（10か所程度）へ訪問し、購入品を確認して適正な価格であるか評価し、事業者へ連絡します。</li> <li>・軽度者に対する福祉用具貸与については、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断します。</li> </ul>
<p>2020年度</p>	<p>○<b>取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び関係事業所に適正な住宅改修及び福祉用具の用途について啓発を図ります。</li> </ul>

	<p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修申請時に提出された、写真や図面、理由書等をチェックし、書面における審査を行います。また、年7件程度の訪問調査を実施し、改修内容について評価を行います。</li> <li>・福祉用具購入時に提出された書類をチェックし、疑義があれば事業所へ問い合わせます。</li> <li>・軽度者に対する福祉用具貸与については、サービス担当者会議の記録及び医師の所見を確認し、その必要性を判断します。</li> </ul>
--	--

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

<b>事業趣旨</b>	<p>(縦覧点検) 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うものです。</p> <p>(医療情報との突合) 医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行うものです。</p>
<b>現状</b> (2017年9月末時点)	<p>神奈川県国民健康保険団体連合会主催のシステム研修を受講したうえで、同連合会から送付されたデータについて収受及び管理をしました。同連合会請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことで、適正化を図りました。</p>

**【年度ごとの目標】**

<b>2018年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目指します。</li> </ul> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせます。</li> </ul>
<b>2019年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目指します。</li> </ul> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせます。</li> </ul>
<b>2020年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報突合及び縦覧点検について、内容を理解し、点検業務の向上を目</li> </ul>

	<p>指します。</p> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療情報の突合及び縦覧点検を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託し、不正請求等の疑義のある請求を確認した場合、必要に応じて、事業所へ問い合わせます。</li> </ul>
--	---

(オ) 介護給付費通知

<b>事業趣旨</b>	<p>保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求の実施に向けた効果をあげるものです。</p>															
<b>現状</b> (2017年9月末時点)	<p>利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者（または家族）に送付し、不適正な請求が行われていないかの確認を徹底しました。</p> <p><b>【送付実績】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>2015年度</td> <td>7月10日</td> <td>2,935通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月18日</td> <td>3,061通</td> </tr> <tr> <td>2016年度</td> <td>6月21日</td> <td>3,051通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月22日</td> <td>3,092通</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>7月11日</td> <td>3,145通</td> </tr> </table>	2015年度	7月10日	2,935通		12月18日	3,061通	2016年度	6月21日	3,051通		12月22日	3,092通	2017年度	7月11日	3,145通
2015年度	7月10日	2,935通														
	12月18日	3,061通														
2016年度	6月21日	3,051通														
	12月22日	3,092通														
2017年度	7月11日	3,145通														

**【年度ごとの目標】**

<b>2018年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</li> </ul> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付します。</li> <li>・被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合には、事業所に確認します。</li> </ul>
<b>2019年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</li> </ul> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付します。</li> <li>・被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合には、事業所に確認します。</li> </ul>
<b>2020年度</b>	<p><b>○取り組み目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月に1度、3か月分のメールシーラーの送付を被保険者宛てに行い、不正請求等を自ら発見するよう、適切なサービス利用を促します。</li> </ul> <p><b>○実施内容・方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費通知書を介護サービス利用者全員に年2回送付します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者から不正請求等の問い合わせがあった場合には、事業所に確認します。</li> </ul>
--	---

(カ) 神奈川県国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータの積極的な分析・評価

<b>事業趣旨</b>	神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。
<b>現状</b> (2017年9月末時点)	神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。

**【年度ごとの目標】**

2018年度	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績帳票について、表示項目を理解したうえで積極的な活用を行います。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を行います。</li> </ul>
2019年度	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績帳票について、表示項目を理解したうえで積極的な活用を行います。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を行います。</li> </ul>
2020年度	<p>○取り組み目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付実績帳票について、表示項目を理解したうえで積極的な活用を行います。</li> </ul> <p>○実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される各種帳票の内容を精査し、必要に応じて、より効果的な活用を行います。</li> </ul>

### (3) 経済的支援施策

#### ①利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

#### ■サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に、介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

#### ●国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
◆災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
◆主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

#### ●逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
◆主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間

■障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

●障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

■社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

●社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 ◆年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下 ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下 ◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ◆負担能力のある親族等に扶養されていないこと ◆介護保険料を滞納していないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護福祉施設サービス</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> </ul>	負担額の4分の1 （老齢福祉年金受給者は2分の1）

■介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

●介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 ◆年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下 ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下 ◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ◆負担能力のある親族等に扶養されていないこと ◆介護保険料を滞納していないこと	・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス	負担額の4分の1

■高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

●高額介護（介護予防）サービス費の支給

(月額)

2017（平成29）年8月からの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円
・住民税世帯非課税 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円(個人)
・一般 ・現役並み所得者	44,400円※

※同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担割合が1割で、世帯が現役並み所得者に該当しない場合、年額の上限446,400円（37,200円×12か月）を適用【3年間の時限措置として新設】。

### ■高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

### ●高額医療合算介護（介護予防）サービス費

(年額)

所得 (基礎控除後の総所得 金額等)	70歳未満	所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療 制度で医療を受 ける人
住民税世帯非課税	34万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円超600万円以下	67万円	一般	56万円	56万円
600万円超901万円以下	141万円	現役並み所得者	67万円	67万円
901万円超	212万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

### ■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

区分	主な対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者
第2段階	・世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額、合計所得金額及び遺族年金※・障害年金収入額の合計が80万円以下の者 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む
第3段階	・世帯全員が住民税非課税者で、上記に該当しない者
第4段階	・世帯内に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税者 ・本人が住民税課税者

低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に所得要件、資産要件などを追加し、判定する。

- ・所得要件…世帯分離した場合であっても、配偶者が住民税を課税されている場合は対象外
- ・資産要件…預貯金等が単身1,000万円（夫婦2,000万円）を超える場合は対象外
- ・偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス等を受けた場合、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収できる。

## ●利用者負担段階と補足給付

区分	食費（月額）			居住費（月額）			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額		負担限度額	補足給付
第1段階	4.2万円	0.9万円	3.3万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.0万円	①2.5万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.3万円	①2.2万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①2.5万円	①1.0万円
					②5.0万円	②4.0万円	②1.0万円
				多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

※①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

## ②保険料率の減免

保険料率の設定に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

### ●国制度に基づく減免措置

区分	減免割合	減免の期間
◆災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
◆主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

### ●逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
◆主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間